

規制シート(様式)

150194902700001

平成28年12月21日

規制の名称	学校法人の設立・運営・解散の管理	所管府省	文部科学省
根拠法令等	私立学校法(昭和24年法律第270号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	高等教育局私学部私学行政課長 蝦名 喜之
規制目的	公教育の一端を担う私立学校の「公共性」を高め、その健全な発達を図るため。		
規制内容の概要	学校法人等の設立、解散、合併、組織変更及び寄附行為の変更については、所轄庁の認可を受ける必要がある。 その他、以下に例示する事項については、学校法人等は所轄庁へ届け出る必要がある。 例)清算に係る事項、寄附行為変更のうち私立学校法施行規則第4条の3に掲げる事項	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	学校法人等の健全かつ適切な運営を確保し、私立学校の「公共性」を確保するために必要な最小限の規制であり、これらの規制が過剰となっていたり、認可申請等を阻害したりしている状況ではない。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		